

## 建設経済常任委員会委員長報告

去る11月29日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和5年11月30日(木)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 高橋 誠、毛呂一夫、小久保博雅、工藤日出夫、  
保角美代、岡村有正、村田裕子
- 4 審査結果

「議案第74号」北本市公共下水道使用料条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第6号」「日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書」の国会提出を求める請願については、可否同数のため委員長裁決により採択すべきものと決定しました。

### ◎「議案第74号」について

(1) 「下水道使用料の改定については、下水道事業審議会に諮問をしているとのことだが、今回の議案提出にあたって、令和2年2月18日の答申をそのまま踏襲し、あらためて審議会に諮問しなかった理由について」質疑したところ、「令和2年2月の審議会答申の時点では、令和2年6月議会に条例改正案を提出する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の急拡大があったことから、下水道使用料を改定する状況にないと判断しました。その後、令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し

た状況等を踏まえ、今回の提案に至ったところです。令和2年2月の審議会答申後、物価高など社会情勢の変化はありましたが、過去3年間の汚水処理費における経費回収率は横ばいの状況であったため、答申内容に大きな変化はないという判断のもと、当時の審議会答申を尊重することとしました」との答弁がありました。

(2) 「他市の下水道使用料と比較して、本市はどのような現状にあるのか」と質疑したところ、「一般的に家庭用で使われている汚水処理水量2か月40立方メートルをベースに令和4年度決算と比較すると、県内51団体のうち、北本市は料金が高い方から27番目となっています。桶川市も北本市と同様で、鴻巣市は14番目、熊谷市は22番目、行田市は23番目となっていて、荒川左岸北部流域下水道の構成5市の中では最も料金が低い状況です」との答弁がありました。

(3) 「下水道使用料改定の内容と市民への周知方法について」質疑したところ、「経費回収率を80%にするにはどのような料金改定が良いか検討し、今回は、使用水量によって差をつけると公平性が保てないことから、利用者が均等に負担する形で基本使用料を100円、従量使用料を15円、それぞれ値上げする改定内容としています。市民への周知については、令和6年6月1日の条例施行に向けて、年明けにホームページ及び広報で周知を図ります。また、2か月に一回、水道・下水道の使用量の検針を行っていますので、その検針票に今回の使用料改定のお知らせを掲載し、対象全世帯に確認いただけるようにしたいと考えています」との答弁がありました。

本案に対して、賛成討論が1件ありました。

## ◎「議請第6号」について

本請願審査では、紹介議員及び請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願者の意見陳述を行っ

た後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「核兵器のない世界へ向け、核兵器の開発、保有、使用などのあらゆる行為は禁止されるべきだと考えるが、現実的に日本がアメリカの核の傘の下で安全が保障されているということについて、どのように考えているか」と質疑したところ、「日本は非核三原則を大原則にしています。その前提に立てば、核の傘に守られる、守られないにかかわらず、非核三原則というものが戦後の定理であるという意味で、特に今、日本が核の傘に守られているという認識は持っていません」との答弁がありました。

(2) 「紹介議員の説明や参考人の意見の中にもあった、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加して意見してもらいたいとか、核不拡散条約再検討会議で核廃絶に向けて発言してほしいといった具体的な方策を、今回の請願事項として加えなかったことについて」質疑したところ、「核兵器禁止条約に署名・批准する前の段階として、核不拡散条約再検討会議で核軍縮を日本が主張することは当然必要だと考えます。現状では主張していない段階のため、今後主張することがあれば評価すべきと思います。また、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することも、実現すれば評価すべきことだと思います。しかし、そこまででとどまってしまったら、核兵器禁止に向け世界の流れを変えていく大きな力には貢献できないと考えています。核兵器をゼロにすることで目的が達成できるということに重点を置いて、今回の署名・批准を求める請願を提出しています」との答弁がありました。

(3) 「米国が条約に署名・批准していない中で、日本が署名・批准した場合、日米安全保障条約に及ぼす影響についてどう考えているか」と質疑したところ、「日米安全保障条約の中に、日本が有事の際、仮に米国が参戦した場合は核を使用するという条項が入っているとは思っていません。日本とあ

る国との戦争を超えて、米国とある国との戦争、またはそのある国を支援している国へと拡大していった段階になったときにはじめて、核がお互いに大きな影響を持ち、使うか使わないかという状況になるのではないか。そのような理解をしていますので、必ずしも日米安全保障条約と日本が核兵器禁止条約に署名・批准することが矛盾するとは思っていません」との答弁がありました。

(4) 「核兵器禁止条約が目指す「核廃絶」は共有のゴール、目的であり、今回の請願事項にある核兵器禁止条約に署名・批准することを求めるというのは、一つの手段でしかなく目的ではないと思うが、どのように考えているか」と質疑したところ、「目的と手段ということ言えば、請願者としては、請願事項にあるとおりの意見書を国会に提出していただくということが目的です。そして、この意見書により、国を動かして核兵器禁止条約に署名・批准することが、日本が核廃絶をするという声を上げるための手段だと考えています。国際社会の中で、日本政府の真意がどこにあるのか分からないと多く言われているとすれば、核兵器禁止条約に署名・批准すること自体が、世界に対するメッセージとして最もはっきりしたものになるだろうと思っています」との答弁がありました。

本請願に対して、賛成討論が3件、反対討論が3件ありました。

以上、報告いたします。

令和5年12月15日

建設経済常任委員会  
委員長 村田裕子

北本市議会議長 滝瀬光一様